

## 第77回国民体育大会日光市競技会宿泊基本方針

### 1 趣旨

第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における宿泊業務について、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会の定める第77回国民体育大会宿泊基本方針に沿って、基本的な方針を定める。

### 2 目的

競技会に参加する選手、監督及び競技会に係わる役員（以下「選手、監督等」という。）並びにその他の役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「その他競技会関係者」という。）がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関、団体等の協力を得て、安全で快適な宿泊と栄養、衛生面で良好な食事を提供するとともに、多様な泉質の温泉を中心とした本市観光に触れ、本市の良さを感じていただき、リピーターにつなげる。

### 3 宿舎

- (1) 選手、監督等及びその他競技会関係者（以下「競技会参加者」という。）の宿泊は、原則として日光市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。
- (2) 市内の旅館で競技会参加者の収容が困難な場合は、関係機関、団体等と協議の上、宿泊可能な近隣市町の旅館を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び安全対策上支障が認められる旅館は、利用しないものとする。

### 4 配宿

- (1) 選手、監督等の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通事情を考慮し、国体運営に支障のないよう十分に留意して行う。ただし、近隣市町の旅館配宿及びその他競技会関係者の配宿は、県と協議して行う。
- (2) 選手、監督等の配宿は、都道府県別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (3) その他競技会関係者の宿舎は、原則として選手、監督等の宿舎とは別にする。

## 5 宿泊料金

配宿センター（仮称）をとおして宿泊申込をした競技会参加者の宿泊料金は、県と旅館関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

## 6 食事

競技会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスが良く、出来るだけ地元食材を利用した郷土食豊かなものとし、競技会参加者が十分に活躍できるように配慮する。